

もくじ

(2・3面) 2月定例会本会議の質問から

(4・5面) 予算委員会の質問から

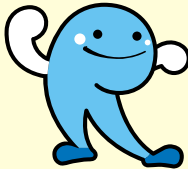
(6面) 2月定例会審議の結果
常任委員会の動き

(7面) 常任委員会の委員長報告の要旨

(8面) 南海地震対策調査特別委員会
報告要旨
県漁業信用基金協会への出資金
問題に関する産業経済委員会
報告要旨
議員提案により、高知県がん対策
推進条例ができました！

こうち
県議会
だより

第33号



こうち県議
会だよりは、
定例会（2月・
6月・9月・12
月）に合わせ
て年4回発行

●編集・発行

高知県議会

〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
TEL 088-823-9536
FAX 088-872-8411
E-mail 210101@ken.pref.kochi.lg.jp
http://www.pref.kochi.jp/~gikai/



2月定例会の本会議の様

5月臨時会トピックス

(会期 5月8日～5月10日【3日間】)

●開会日（五月八日）

■正副議長を選出

正副議長の選挙を行い、議長に山本広明議員、副議長に中西哲議員を選出しました。

●閉会日（五月十日）

■議員報酬の減額議案を可決

議員報酬の減額議案が議員から提出され、可決しました。

2月定例会トピックス

(会期 2月22日～3月16日【23日間】)

●開会日（二月二十二日）

■地方分権の推進に全力「知事提案説明」

橋本知事は、改革に名をかりた地方交付税等の削減で、当初予算の規模は十九年度で八年続けての減少だが、産業振興と雇用拡大や南海地震への備えなど四つの重要課題への対応はもろろんのこと、医師確保や少子化など緊急に取り組むべき課題、さらには福祉や教育の充実にこれまで以上に重点的に対応していくと述べました。

続いて提出した十九年度当初予算案など百二議案について説明しました。

■がん対策推進条例議案を議員提出

議員から「高知県がん対策推進条例議案」が提出され、提出者を代表して山本広明議員（自由民主党）が提案説明をしました。

■出資金問題調査報告書を承認「産業経済委員会」

県漁業信用基金協会への出資金問題を調査してきた産業経済委員会（中西哲委員長）から報告書が提出され、採決の結果、承認しました。

■南海地震対策調査特別委員会報告

南海地震対策調査特別委員会（元木益樹委員長）から報告書が提出され、承認しました。

●本会議質問等（三月一日～六日）

■雇用問題等について論議

本会議では、十二名の議員が雇用問題や産業振興問題等について質問を行いました。

●予算委員会審査（三月七日～八日）

予算委員会では、十二名の委員が高知女子大学改革や財政問題等について、質問を行いました。

●常任委員会審査（三月九日～十五日）

審査の結果、議案百四件を原案どおり可決しました。請願については、二件を採択、一件を不採択、一件を取り下げ承認しました。

●閉会日（三月十六日）

採決の結果、知事から提出された百六議案（追加提出三議案含む）を可決、同意しました。議員から提出された議案については、がん対策推進条例議案を可決、意見書議案のうち六件を可決、一件を否決し、決議議案二件を可決しました。請願四件については、二件を採択、一件を不採択、一件を取り下げ承認しました。

2月定例会
本会議の質問から



質問者（質問席）
二月一日 山本 広明
中内 桂郎
牧 義信
二月二日 黒岩 直良
浜田 嘉彦
池脇 純一
二月五日 東川 正弘
佐川 紀夫
田頭 文吾郎
二月六日 二神 正三
依光 隆夫
結城 健輔

三月一日
頑張る地方応援
プログラムを問う



山本 広明
(自由民主党)

問 県は、市町村と連携して「頑張る地方応援プログラム」を活用すべきだ。このプログラムに対する評価と取り組み姿勢を聞く。

答 知事 趣旨は悪くないが、地方交付税に政策誘導を取り入れる手法は、地方交付税本来の機能を損なうおそれがある。条件不利地域への傾斜配分や頑張ったプロセス自体が評価される仕組みの検討等を提案してきた。

問 中山間地域のほとんどはブロードバンドサービスの恩恵にあずかっていない。積極的に中山間地域への普及を進める決意を聞く。

答 知事 ブロードバンドサービスが提供されていない地域では、市町村と民間の事業者が「層連携」をして普及に取り組むことが求められている。

そのため、両者の橋渡しや助言を積極的に行うとともに、新しい情報ハイウェイを活用した普及方法の提案や国の補助制度の導入、さらには県の支援等を通じてブロードバンドサービスの普及に努める。

問 求人と求職のミスマッチ対策として、職業訓練や能力開発の講習などが行われているが、その効果や問題点を聞く。また、雇用改善のための新たな取り組みを聞く。

答 商工労働部長 事務職系の職業訓練では、就職率は平成十五年度の四十六・八%から十七年度には六十四・四%と上昇した。県内では技術系の求人倍率は比較的高いものの、円滑な就職に結びついていない。来年度はジョブカフェの予算を大幅に増額し、職場体験講習の回数をふやすほか、新たに企業を対象として人材確保のためのセミナーを開催する等により、ミスマッチの解消に努めていく。

問 将来にわたって安定した雇用環境を創り出すための緊急の課題は、建設業と製造業への対応だ。見解と対応を聞く。また、有効求人倍率が低迷している厳しい雇用情勢に対するどのように取り組んでいくのか。

答 知事 製造業では地場の企業の育成や産・学・官の連携による研究成果の事業化を、建設業では農業や林業の担い手確保など建設業以外の分野への進出の支援を行う。また、雇用対策監と雇用対策チームを置き、国の事業の導入支援等を行い、新しい働く場を創出する。

問 子供の体力低下に伴う諸問題が社会問題になっているが、本県の現状の分析と体力の必要性をどう考えているのか。また、体力づくりに関する欠な保育所、幼稚園における食育支援など取り組みがあるか。

答 教育長 体力は人間の発達、成長を支える基盤だ。本県の子供は、体格は親の世代を上回っているが、運動能力は下回っている。このため、スポーツの振興や遊びを通して体力向上に取り組む。食育支援については、「早ね早おき朝ごはん運動」を展開している。来年度は、保育所、幼稚園に食育教材を配布し、望ましい食習慣の定着に向けて家庭と連携して取り組む。

問 障害者自立支援法は、障害者や家族、自治体にも大きな課題となった。この法律の理念に立ち返り、すべての障害者の安心のため、利用者の立場に立った適切な対策を講じるよう国に提言すべきだ。

答 知事 国は、改善要望を受け、利用者負担の軽減等を実施することとしたが、今回の改善策は暫定措置だ。また、中山間地域ではホームヘルプサービス等の事業が成り立たない現実がある。今後とも関係者の声を聞き、利用者の状況や地域の実情に合った、よりよい制度になるよう国に働きかける。

問 本県で行われた同和行政、同和教育を特別扱いしない改革や特定の企業、人物との癒着を断ち切る改革は、地方政治の本質に関わる極めて重要で先進的な意義がある。所見とこの姿勢を堅持する今後の決意を聞く。

答 知事 県民本位の県政は、私の貫いた政治姿勢で、四期目の公約でも徹底して県民に向き合う県庁を最も大切な目標に据えて、特定の個人や団体をはじめ、外部からの圧力に屈しない隠し事のない県政を掲げている。今後とも職員と意識を共有しながら、特定の個人や団体等からの圧力に毅然と対応できる県政を進めていく。

問 今年の十一月三十日からの大型店舗の立地規制の強化に伴い、全国では駆け込み出店が問題となっている。本県でも南門市や春野町で動きがあるが承知しているか。県の現状を考えれば、この出店を何としても阻止すべきだ。

答 土木部長 昨年十月ごろ業者から相談があった。今回の都市計画法の改正では、大規模集客施設に係る立地制限を強化する等の見直しが行われている。南門市と春野町の開発構想については、改正法の施行前だが、大規模な開発行為が見込まれないので、改正法を前提として開発業者を指導している。

問 ワーキングプアの拡大や固定化する社会のあり方が県の経済と青年の未来に与える悪影響をどのように認識しているのか。

答 知事 若者が安定した生活を送ることが難しくなるし、将来への希望も持てなくなるのではないかと、また、将来、経済的な理由で結婚できない若者がふえることが、少子化への拍車、消費の減少等を通じて県経済への悪影響を懸念している。

雇用創出について問う



中内 桂郎
(県政会)

改革姿勢堅持の決意を聞く



牧 義信
(日本共産党と緑心会)

三月二日
土砂災害危険箇所対策を問う



黒岩 直良
(新21県政会)

問 本県は土砂災害危険箇所が多い。地震対策の観点で安全確保のためにどのように検討しているのか、危険箇所数と併せて聞く。

答 土木部長 県内には、二万八千カ所余りの土砂災害危険箇所がある。このうち、急傾斜地崩壊危険箇所については、国の事業が平成十九年度から実施されることとなっている。最近開発された地震時の崩壊危険度評価システムで危険箇所とその危険箇所からどうして家屋を守っていくのかということを出し、それらを計画にまとめて十年間で対応していきたい。

問 合併による都市計画区域の線引き見直しは地域の振興・発展に欠かせない政策課題だ。所見を聞く。

答 土木部長 市町村合併に伴い、都市計画区域の拡大や線引きの見直しについて分析が必要だ。高知広域都市計画区域では、平成十八年度から二十年度にかけて都市計画基礎調査を実施しており、これを踏まえて都市計画区域や線引きのあり方、土地利用や都市施設に関する都市計画の見直しについて検討していきたい。

問 鹿の被害対策には広域での連携が必要で、例えばCゾーンでは、香美市、安芸郡、長岡郡、徳島県との連携が必要だ。県が捕獲の連携・調整について対応できないか。

答 企画振興部長 来年度からは香美市と徳島県那賀町とで連携した広域の取り組みを目標として準備を進めている。県もこれらの取り組みを積極的に支援し、また、今後さらに各県に積極的に働きかけていく。さらに、国有林を所管する四国森林管理局に対して、市町村と森林管理局が連携して有害鳥獣捕獲を実施するよう申し入れも行っている。

木材の地産地消を国に求めよ



浜田 嘉彦
(県民クラブ)

問 木材の地産地消のために、国が地方の発想を支援する政策を積極的に行うように国に強く求めていく考えはないか。

答 森林局長 国では先月、美しい森林づくり推進国民運動を決定し、住宅分野等で木材の利用促進を図り、木のよさの普及等にも取り組むことを明らかにした。本県が進めている木の文化県構想と共通する部分もあるので、国の取り組みと一体となり運動を推進していく。

問 本県の公教育を見た場合、教育再生会議が言うように機能不全と言っても過言ではない状態と認識しているか。認識しているとしたら何をどう認識しているのか、また、認識していないとしたら、どのような現状にあるからそう考えているのかを聞く。

答 教育長 本県でも、いじめや不登校、暴力行為等深刻な教育課題があるが、十年間の土佐の教育改革で教育課題を地域で解決しているところとする風土が芽生えているし、検証と総括の作業を通じて今後の取り組みの方向性も明らかとなっており、それを着実に進めていく。その意味で本県の公教育が機能不全に陥っているとは考えていない。

問 税の応能負担の原則を壊しておいて、国に金がないとというのは欺瞞そのものだ。このような欺瞞を暴き、本県の意味での地方財政の拡充と自由を求め、本県と同じ状態にある道県と協力し、三位一体改革の軌道修正を国に求め、断固立ち上げを国に求めているか。

答 知事 格差が見越せざるを得ない。本県の現状の是正を求め、本来の地方分権改革が進められるよう、本県と同様の状況にある自治体や有識者等とも連携をして、国に強く働きかけをしていきたい。

特別支援教育の理念と役割を聞く



池脇 純一
(公明党)

問 今の学校が抱えているいじめや不登校などさまざまな課題に特別支援教育の理念と考え方役割立つと中教審は述べているが、特別支援教育とはどのようなもので、どのように教育の危機の克服に役立つのか。

答 教育長 教職員が、障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという特別支援教育の理念を持つて、障害のあるなしにかかわらず、どの子供にとってもわかる楽しい授業や居場所のある学級をつくること、学校が抱えるさまざまな課題の根本的な解決に役立つ。

問 地方の食品業界は大きな曲がり角に直面し、大変厳しい状況だ。県はこの実情をどのように把握し、対策を講じようとしているのか。

答 商工労働部長 県外の大数量販店の進出で県内の食品関連企業は大変厳しい環境だ。今後、さらに産・学・官の研究成果を生かした新製品の開発や販路の開拓を支援していく。

答 農林水産部長 食品企業からの要望に応じて、生産者、農協、園芸連を紹介するなど、今後とも生産者と農協、園芸連と食品企業のマッチングを支援していく。

問 内臓に疾患や機能障害を抱えながらも外見は健常者とならなければならない認知症に内部障害者への理解を広げるための対策に取り組むべきだ。現状と今後の対応を聞く。

答 健康福祉部長 内部障害者は、外見からはわかりにくい。そのため、周囲の人に理解してもらうために、この声を聞いている。今後は、行政機関や量販店、病院など多くの人が利用する駐車場でも、広くハート・プラスマーク等の標識を掲示してもらい、よう取り組みを進め、県民への周知に努めていく。

三月五日

知事十五年間の
総括を問う



東川 正弘
(自由民主党)

問 この十五年を顧みて悔いる点はなかったか、万全を尽くして職責を果たしてきたと自負しているのか、また政治に求められている結果責任をどうとらえているのか。

答 知事 就任以来、情報公開の推進、県民参加の仕組みづくり、基盤整備や企業誘致に取り組んできたが、雇用の創出や県民所得の向上では県民の期待に応えられておらず、またモード・アバンセの問題は痛恨の出来事だった。批判は批判として受けとめ、結果責任を逃れるつもりはない。ただ、自分なりに最善の努力を尽くしてきたので、評価は最終的に県民がしてくれるものと受けとめている。

問 これからの県政にどのような将来ビジョンを構想して臨む考えか、描いているマスタープランはどのようなものか、抱負を聞く。

答 知事 引き続き県民本位の県政を基本に据えて、予算だけに頼らず、人の力やチームワークで仕事をしていく県政を進めていく。また、こうした仕事を通じて、みずからの力で歩む高知の実現に向けて取り組んでいく。

問 土質や地下水調査のボーリングやのり面工事は、精度の高い調査や高度な技術等が必要だ。こうした業種については適正な分離発注を心がけていくように、指名発注担当者に徹底していくべきだ。

答 土木部長 専門工事では専門的な能力や豊富な施工実績が必要だ。そのためには、専門技術者等の育成が大切だ。こうしたことから専門工事については極力分離発注している。また、請負対象金額が一億円以上で専門工事の占める割合がおおむね三割以上の工事については、専門業者と総合建設業者の共同企業体による競争入札を行っている。今後とも、こうした発注方針を徹底していく。

環境保全型農業の
トップランナーへの
戦略性を聞く！



佐竹 紀夫
(県政会)

問 環境保全型農業を全国のトップランナーとして育て上げていく戦略性を聞く。

答 知事 天敵の利用等IPM技術の県内全域への普及と品目の拡大や生産履歴の記載等農産物の安全性を担保するシステムの整備、さらには消費者や流通関係者にこれらの取り組みを周知するPR等を体系化し、全ての地域で総合的、計画的に進める。併せて農業技術課と環境農業課を統合するとともに、政策を統括する専任の環境農業推進監を設置して組織体制を強化する。

問 市町村合併は、法定協議会の設置を勧告することも視野に積極的姿勢で対応せよ。

答 知事 自身が地域へ出向き県の考え方を説明するほか、県が事務局を務めることで、リーダーシップを発揮したい。法定協議会の設置の勧告は、それが地域の大勢の思いを後押しすることになるのであれば、検討する。

問 林業労働力確保のため、建設業協会等の別会社設立を促し、研修体制確立や保険料負担助成等の支援を行い、健全な森づくりの受け皿整備を急ぐべきだ。対応を聞く。

答 副知事 建設業者への研修に取り組み、参入しやすい環境を整える。また、森林組合が事業地を確保し、建設業者が間伐や作業道の整備を行うといった連携方法も検討する。さらに、十九年度からは治山事業における保安林整備事業について指名競争入札を導入する予定なので、参入促進につながる。また、四月からは専任の雇用対策チームを設置し、建設業の林業への参入や保険料負担の問題等、さまざまな課題を総合的に検討し、労働力の確保に努める。

医師不足解消を
国に求めよ



田頭 文吾郎
(日本共産党と緑心会)

問 医師不足問題については、医学部定員の削減方針の撤回と医師の養成増、医師配置基準の大幅引き上げを強く国に求めるべきだ。

答 知事 本県は、地域では医師が十分に確保されておらず、県中央部でも夜間の子小児救急科医師で維持されている状況だ。今後、本県と同様に深刻な医師不足に直面している都道府県と力を合わせて、地方に医師を確保するための初期臨床研修制度の見直しや、一定期間の地方勤務の義務づけ、さらには病院勤務医師の勤務環境の改善など、早急に国の責任で積極的に対応するよう強く訴えていく。

問 国が二分の一を補助し、残りは自治体が負担する農地水・環境保全向上対策の現段階での希望集落はどれだけが、また予算的に希望集落すべてを採択することができると見通しなのか。

答 農林水産部長 昨年十月に行った要望調査では、二百十九集落が実施の意向だ。十九年度予算案は、要望調査に基づき必要な額を計上している。採択を希望する集落の期待に沿うことができると考えている。

問 有害鳥獣の捕獲について報償金の単価の引き上げや県補助を二分の一にするなど制度の充実が求められているが、どう考えるのか。

答 企画振興部長 今後関係機関と協議しながら三ホシジカの捕獲を進められるよう、県の補助対象額の上限の見直しを検討する。厳しい予算事情の下で補助率を引き上げると、事業量の減少、即ち捕獲頭数の減少にもつながりかねないので、現時点での補助率の見直しは困難だ。狩猟期間の延長や一人一日当たりの捕獲頭数の増加など、規制の緩和もセットで行うことで捕獲の促進を図っていく。

三月六日
県警の入札改革
について聞く



二神 正三
(新21県政会)

問 県警の入札に関する平成十七年九月議会の私の質問に対する本部長答弁に基づき、その後どのように運用改善が図られたのか。基本的な制度改革の主な内容と要点、改革効果を聞く。

答 警察本部長 議員からの指摘を踏まえ、随意契約を見直し競争入札を積極的に実施することとした。具体的には、まず、交通安全施設工事及び交通信号機設置等のための委託業務では、平成十七年十月から、入札辞退や不落による単独随意契約を除き、随意契約を取りやめ、全て競争入札を実施した。また、庁舎等整備工事については、平成十八年度事業から、予定価格百万円以上について、原則として随意契約を取りやめ、競争入札を実施している。その結果、契約についての競争性が向上した。

問 県立宿毛病院跡は、平成十一年四月の西南、宿毛両病院の統合以来八年近くが経過しているが放置状態近く、これ以上の放置は容認できない。なぜこれまで放置したのか。理由と、今後の対応を聞く。

答 病院局長 平成十年度に宿毛市から将来的に取得したい旨の話があり協議を行ってきたが、十六年度に購入しない旨連絡があった。このような経緯から処分が遅れていたが、土地、建物を含めて売却する方法で一般競争入札により売却したい。本年度は、アスベストの処分など解体に伴う経費の委託調査をし、来年度早々に入札を行う予定だ。

問 中村高校でエレベーター等の施設整備工事が進んでいるが、完成見通しと、完成が入学式に間に合わなかった場合の対応策を聞く。

答 教育長 入学式までの完成を見込んでいる。万が一その遅延が発生した場合は、その間は教職員が介助を行っていく。

知事選挙出馬
について聞く



依光 隆夫
(自由民主党)

問 次の知事選挙に出馬するしないの判断をする上で、モード・アバンセの最高裁判決をどのように参酌するのか。

答 知事 知事選挙に立候補するかどうかは、今年の各種の選挙結果等も見中で最終的に判断をしたい。その際、モード・アバンセの事件の最高裁判決の如何にかかわらず、その結果を県民がどう受け止めるかを自分自身のこれからを考える上での参考にしたい。

問 あけぼの街道の工事の進捗が遅過ぎる。土地収用法の適用を早急に検討し、一日も早く全線供用ができるよう努力を要請する。また、旧土佐山田町都市計画街路から予岳地区を経て国道百九十五号杉田地先へのバイパスは、いつ着工できるのか。

答 土木部長 このバイパスは、香美市の中心部と旧香北町や旧物部村を最短で結ぶ、合併を支援する道路として重要性を認識している。未整備区間の約四キロメートルについては、県の財政が厳しいことに加え、県の財政となる工区もあり多額な事業費となることから、現在整備中のあけぼの街道の進捗を見ながら、関係する機関と着工の時期について協議を進める。

問 小・中学校の極端な小規模化を踏まえた統廃合問題に関して、県教委はせめて、教育の視点からどう考え、どう対応すればよいのか市町村に明確に示し、その対応を促すべきだ。

答 教育長 子供たちの望ましい教育環境を考えるとき、学校規模の適正化は避けて通れない課題だ。四月に設置予定の政策立案部門を中心に、市町村の首長との意見交換を行い、子供たちや地域に十分配慮した、望ましい教育環境づくりをどのように進めるか二歩踏み込んだ取り組みを行っていく。

地球温暖化対策
について聞く



結城 健輔
(自由民主党)

問 二酸化炭素の削減量を県が独自に認証する全国で最初のモデル事業に取り組むとのことだが、認証とはどのようなものなのか。また、協働の森パートナー会議の設置の内容について併せて聞く。

答 知事 認証は、化石燃料にかえて間伐材を使用することにより、どれだけ二酸化炭素を削減することができたかを数値化しようとする試みだ。パートナー会議では、協賛企業の社会貢献等の活動状況や課題に関する情報交換を行い、併せて企業同士の連携による新たな事業の展開も図っていく。

問 本県が今最も必要としている企業誘致等に携わる担当部署には、ある程度必要に応じて自由裁量できる予算の措置を講じられないか。

答 知事 企業誘致を進めるためには、企業との折衝の第一線となる県外事務所役割は重要なので、企業誘致に関する活動経費は支障がないように対応していきたい。

問 安倍内閣は、美しい森林づくりを美しい国づくりの一環と位置づけ、国民運動として継続していくことを決定し、森林整備に対する補正予算も組まれた。今後も継続されることを念頭に、来年度以降、受け入れに万全を期する態勢を急ぐべきだ。

答 森林局長 国の対策に臨んでいくためには、事業地の確保や担い手の育成、森林所有者の負担の軽減等が必要なので、間伐推進チームを主体に、間伐対象地の掘り起こしや自伐林家による支援、建設業者等からの森林整備への新たな参入の促進などに一層取り組むとともに、幅広い国民運動として展開していくことが大切だ。国に対しては、全額国費での森林整備や造林補助制度の見直し、担い手対策の充実等を強く要望しながら、森林の整備を積極的に進める。

議会中継

インターネット

○生中継(ライブ中継)及び録画中継しています。
○高知県議会ホームページの「議会中継」からご覧いただけます。
[ホームページアドレス]
<http://www.pref.kochi.jp/gikai/>
※インターネット中継をご覧になるためには、Windows Media Player (Ver9以上) が必要です。

ケーブルテレビ

○生中継(ライブ中継)を下記ケーブルテレビ局で放送しています。
●高知ケーブルテレビ (19CH) (デジタル715CH)
●西南地域ネットワーク (1CH)
●よさこいケーブルネット (9CH)
●香南ケーブルテレビ (3CH)
※なお、詳細については、ご加入のケーブルテレビ局にご確認ください。

あなたの声を 県政に!

請願・陳情

請願・陳情は、県民のみなさんの要望や意見を県政に反映させるための大切な制度です。
議員の紹介によって提出されたものを請願、紹介がないものを陳情と区別しています。
請願(陳情)を行う場合は、右の様式に基づいて請願(陳情)書を作成し、県議会議長あてに1部提出してください。
受理した請願書は、所管の委員会及び本会議で審議され、採択されれば知事等に請願を送付し、措置状況の結果を求めます。また、陳情は、受理した場合、趣旨をまとめたものを本会議場で全議員に配付します。
なお、請願の場合は、審査の結果を提出者へお伝えしています。

請願(陳情)書

年 月 日	
高知県議会議長	〇〇 〇〇 様
請願(陳情)者	住 所
	氏 名 印
紹介議員	氏 名 印
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について	
請願(陳情)の趣旨及び理由	
請願(陳情)の項目	

不当な保護行政は
許せない



米田 稔
（日本共産党と緑心会）

問 生活保護を受給している宿毛市の男性は、母と弟が住む家に行き来があったというだけで収入認定され、5年間近く毎月1万4,060円を減額された。行き来があったというだけで、現物援助が確認できるか。

答 健康福祉部長 母宅で食事しているという情報や福祉事務所に身内からの援助があったことがケース記録に書かれ、市はケース会議できちんと処理して収入認定したと、県は聞いている。

問 魚をとりに来いという一本の電話や具合の悪い身体障害や認知症の家族と一緒に食事を食べることで収入認定したのは福祉事務所の恣意的処理で、また、本人は減額されているのを知らなかったのではないか。

答 健康福祉部長 説明がどこまでされていたかは記録に残ってない。現物給付の確認とケース診断会議で認定され、5年間毎年変更なしの申告書がきているので、それに基づき処理され、5年過ぎたと考えている。

問 生活保護の母子加算廃止は、生活保護を受けている母子家庭を貧困状態へ追い込む。低きに合わせるのではなく、母子加算廃止の中止を国に対して述べよ。

答 知事 低きに合わせていいのかということは、理解できる。ただ、母子家庭の生活保護基準額と低所得の母子家庭の消費支出額の開きが大きな理由になっていることからいうと、本県は全国に比べて所得平均が低いので、開きがより大きい。そういう中で廃止の中止の声を上げていくことは難しいが、地域の実情、生活実態に合った見直しを国に今後も要望していく。

奈半利川の
濁水問題解決に
取り組み



浜田 英宏
（県政会）

問 奈半利川の濁水問題解決に向けた決意を聞く。

答 土木部長 濁水の発生源である魚梁瀬ダム上流の山腹崩壊への対策が何よりも重要だ。これまでも魚梁瀬ダムの上流域については、治山ダムや山腹工の崩壊箇所などの復旧が進められているが、さらに四国森林管理局など関係機関との連携を強めて、流域の皆様方の理解が得られるよう発生源対策に取り組んでいきたい。

問 森林環境税の基金残高は平成20年3月末で6,200万円ほどの予定だが、あまり残し過ぎても徴収継続に向けた議論に水を差すことになりかねない。もう少し積極的に使う方向にシフトしてもいいのではないか。

答 森林局長 途中で補正予算ということも考えられるので、そうした議論も進めていきたい。

問 知事の森林環境税に続く教育税導入の可能性の言及は、公教育の視点に重きを置いた提言のように思えてならない。私学に通う生徒の保護者は負担増を懸念すると思うが、私学教育まで見据えた教育税のあり方が念頭にあった上での言及だったのか。

答 知事 学校は、公立であれ私立であれ、人材の育成の面で公的な性格を持っているし、本県では伝統的に私立と公立が車の両輪となって学校教育を支えてきた。18年度の数字を見ても、中学生の16.3%、高校生の25.0%が私学に通っており、私立の果たしている役割は大変大きいので、もし教育税を導入することになった場合には、私学も含めて、その使い方を幅広く考えていかなければいけない。

「おもてなし」に
ついての基本的な
考えを聞く



武石 利彦
（自由民主党）

問 今回、組織改編でおもてなし課をつくるに当たって、「おもてなし」についての基本的な考えを聞く。

答 知事 県民を挙げておもてなしの雰囲気をつくっていくことが一番大切だ。みんなでお客様をもてなそうという気持ちを持つことが大切なので、そういう運動ができるようなことも考えていきたい。

問 今後「皆山集」の紛失といったことがないように再発防止策を講じる必要があるが、マイクロフィルムの活用を検討する考えはないか。

答 教育長 マイクロフィルム化は、紛失や資料の劣化を防ぐ大変有効な方法だと考えているし、今後、「皆山集」の賠償がもらえるなら、それを原資としたマイクロフィルム化といったことも検討したい。

問 高知女子大学の改革について、県執行部と女子大学は平行線のままとしか思えないが、見解を聞く。

答 企画振興部長 女子大学は、法務総合学部の女子大学への設置反対等を表明していることから、12月以降、短大との間で新たな社会科学系学部の検討を重ね、県内の進学機会を拡大する社会科学系学部の設置の必要性については、学長はじめ短大の先生方と一致した。新学部での教育内容は法学を中心に置いたものとするが、経済経営の分野についてもその基本を学ぶことができるものとする。また、夜間主コースでは、社会人からのニーズが大きい地域づくりや地域政策などの分野を学ぶことのできる幅広い教育内容を設定する方向で、具体的なカリキュラムや教員の体制を詰めていく。

委員会の質問から

質問者（質問順）

第1日（3月7日）

武石 利彦
浜田 英宏
米田 稔
植田 壮一郎
坂本 茂雄
黒岩 正好



県内製造業の
集積向上対策を
問う



黒岩 正好
（公明党）

問 県内製造業の集積向上対策に対する昨年の9月議会の私の質問に対し、県内製造業の受発注の実態調査を行うと答弁したが、どのような調査結果で、その結果を踏まえて今後どのような対応をしているのか。

答 商工労働部長 受注割合は、県外からが91.7%、県内8.3%、発注割合は、県外64%、県内36%。県外発注理由は、県内に企業がない、コスト、納期、技術・品質等の課題がある。この結果から、技術アップやコスト削減が大事であり、当面、溶接分野での取り組みを中心に、企業に密着した技術指導を行うなど関係団体が連携協働した取り組みを行うこととしている。

問 高知県の景気低迷をどのように分析し、どこに課題や問題点があると認識しているのか。

答 知事 公経済依存構造が改められていない、その中で公共投資の減少、あわせて県外の景気向上を引っ張っている自動車、デジタル家電等の製造業が非常に弱いということが理由として挙げられる。

問 知事は、産業振興の方向性をできるだけ早くまとめて新年度の取り組みにつなげていきたいと言っているが、どのような取り組みの構想を考えているのか。

答 知事 製造業では自動車関連の事業や産・学・官の連携の研究として進めてきたものの事業化を進める。また、1次製品の食品加工ビジネスへの育成や地域資源の活用を、具体的な目標も設けながら計画としてまとめ、4月からスタートする雇用対策チームで、産業育成、地域での雇用の場づくりに取り組む。

春野運動公園の
指定管理者問題に
ついて問う



坂本 茂雄
（県民クラブ）

問 春野運動公園の指定管理者が、業務委託先に対して極めて法外な契約額の引き下げを求めて2年目の契約協議が難航しているが、知っているか。

答 土木部長 指定管理者の本年度収支が当初計画よりも悪く、管理経費を縮減するため、より安く、より高い技術レベルで管理できる会社を検討している。県は指定管理者と3年の基本協定を結んでおり、この中では、野球場等のグラウンドと芝の管理について、プロ野球の1軍キャンプ等に対応できる管理水準を条件にしている。現在管理している業者は、プロの関係者からも高い評価を受けている。来年度の計画はまだ示されていないが、基本協定等に沿った管理ができるかどうかを慎重にチェックし、実力がなければ、現在の業者の継続も考えていく必要がある。

問 DV対策については、県と市の連携が重要で、研強化など早急な連携が図られるべきだ。

答 文化環境部長 御指摘のように住宅の確保や保護命令の場合には、十分な連携となっていなかったもので、これからは緊密な連携のもとに対応していきたい。

問 地震対策条例の検討会は、いつも成立ぎりぎりの出席状況で、出席してもほとんど発言のない方もいる。今後の委員会の運営をどう活性化させるのか。

答 危機管理担当理事 これから条例の骨子案を取りまとめる段階となり、幅広い検討等が一層必要となってくるので、御意見も踏まえ、運営方法等にも工夫を加え、条例の策定に向けて精力的に取り組みたい。

高レベル放射性
廃棄物最終処分場
問題について聞く



植田 壮一郎
（新21県政会）

問 今後概要調査に動いていった場合にどう対応をするのか、また、知事が反対すればその時点で中止ができるような概要調査になっているのか。

答 知事 賛成の立場はとれない。法律では、概要調査に入る前には知事の意見を聞き、それを尊重することになっているので、知事が反対の意思を表明すれば、そこで調査はとまると理解をしている。

問 県下の市町村間の格差に対する対策を聞く。

答 知事 国に対しては、是正を要望していく。県の中には、特に教育、医療、福祉といった面では、誰でもどこでも一定のサービスを受けられる、そのために県と市町村の垣根を超えたようなサービスというものをぜひ考えていきたい。

問 市町村の一定区域を単位として設置される地域自治区制度は、使いづらさもあるが、平成の大合併により市町村の規模拡大が進む中、住民の多様な行政ニーズを汲み上げ、住民自治の充実強化を図り、県民主体のふるさとづくりを実現させる近道だ。県は、強力な支援と積極的な推進をすべきだ。

答 知事 どうすれば地域自治区が使いやすくなっていくかについての市町村との意見交換は、ぜひやっていきたい。また、地域審議会の設けられているところで、例えば具体的に地域自治区を活用して、こんなことをやってみたいという話が出てくれば、モデル的にそういう地域を支援して、またそれを情報として全県に知らせていくこともやってみたい。

障害者自立支援法
の見直しを国に
求めよ



塚地 佐智
(日本共産党と緑心会)

- 問** 障害者自立支援法により障害児の負担が増加した。子どもの権利条約や高知県子ども条例の考え方と応益負担の考え方は相容れない。見直しを国に求めるべきと思うが、どうか。
- 答 知事** 児童福祉法や子どもの権利条約、こども条例の精神からいっても、障害児の制度への一律の応益負担の持ち込みは大きな問題だ。国に対し見直しを要望していく。
- 問** 高知短期大学の夜間の短大ならではの教育的効果をどのように評価しているか。
- 答 教育長** 夜間の短大は、青少年から高齢者まで、また高校からの進学者のほかにも、不登校の生徒とか勤労者や主婦、退職者など、世代や職業を超えて、意欲のある人々がチャレンジをし、ともに学び成長し合える場として大きな意義がある。
- 問** 少子化対策や女性の地位向上の推進に男女共同参画センターソーレは大変重要な位置を占めている。今後の県の施策推進に当たって、この運営についてのポイントを聞く。
- 答 文化環境部長** ソーレは、女性の地位向上や男女共同参画の推進に取り組む、利用者もふえ、一定成果を上げてきたが、設置目的の一つの男女共同参画を進めるための調査研究という点では、十分な取り組みになってなかった点もある。まだまだ男女共同参画社会の実現にはハードルもあるので、今後は政策提言にも結びつくような調査等にも取り組んでもらいたい。

県政に県民の声が
反映されていない
との声への見解と
今後の対応を聞く



上田 周五
(県政会)

- 問** 県政に県民の声が反映されていないと感じている人の割合が45.3%を占めていた。この結果への見解と今後の対応を聞く。
- 答 知事** 県庁の存在が遠い等の言葉が数多くあり、努力、工夫の不足を痛感した。今、策定中の県政への県民参加の促進に関する条例をつくることにより、県庁全体に県民の声を聞きながら仕事をしていく、その基本をもう一度きちっと植えつけていきたい。
- 問** 県内の消防団の実態調査を実施し、これをもとに消防団活性化対策素案を策定し、消防団活性化対策基金創設案等を盛り込み、活性化対策として官民一体となった取り組みをしてはどうか。
- 答 危機管理担当理事** 委員の提案は、大変重要だ。県は、来年度モデル市町村を選定し、その中で、地域を挙げた協議会を立ち上げて消防団員の確保や活性化に取り組んでいく。
- 問** 平成19年度予算編成に対する自己採点及び192億円の財源不足に対する認識を聞く。
- 答 知事** 19年度予算は人とお金の力を合わせて取り組もうとしているので、予算編成段階での採点ではなく、本当に人の力と合わさって成果を上げたかを県民の皆さんに採点していただきたい。財源不足については、非常に努力して192億円まで圧縮ができたとの思いはあるが、それがいかに大きな金額かということは、もっと職員一人一人が肝に銘じなければいけない。

ブラジル移民
100周年式典に
本県から
チャーター機を



森田 英二
(自由民主党)

- 問** 来年のブラジル移民100周年の式典に、本県からもチャーター機を飛ばして多くの県民が訪問し、今も母県のことを思い、暮らしている移民の方たちと交流を深め、励まし合う機会をつくってはどうか。
- 答 文化環境部長** チャーターには300人の乗客が必要でなかなか難しいが、多くの県民が参加をとの熱い思いは同じなので、一人でも多くの方に参加してもらえるように取り組み、提案は旅行会社に投げかける。
- 問** 知事は、非核港湾条例提案や県職員採用時の国籍条項撤廃問題等で国に反対を表明し、昨年は、統計情報課の国費補助金で国と裁判している。知事は、持論を控えてでも県益最優先の判断や決断をすべきだ。
- 答 知事** すべて県民のためと思って発言をしてきた。相手が国でも、県民を代表する立場で、言うべきことは言っていかなければいけない。そういう姿勢を、県民の多くは理解いただいていると思う。
- 問** 高知県から直接中・四国の各県の血液センターに、高知県分の血液として献血量の上乗せを頼むよう、中・四国の献血事業を統括している岡山の基幹センターの指示があった。自県で必要血液量を賄えず、近県に負担をかける本県の献血実態をどのように思うか。
- 答 知事** 男性献血者の率が全国平均に比べて低い一方、医療機関の献血使用が他県に比べて非常に高いことから不足が起きている。例年、大体1割の献血分を他県から譲ってもらった形だったが、18年度は、既に大体15%を超える状況になっており、非常に残念だ。

予算委員会は、県の予算とその関連事項などについて総合的に審査するために、平成8年から、2月定例会、9月定例会中に開催されています。

3月7日、8日に開かれた委員会では12人の委員が一問一答形式で質問を行いました。

質問者 (質問順)

第2日 (3月8日)

森田 英二
上田 周五
塚地 佐智
高野 光二郎
樋口 秀洋
西森 潮三

2月定例会予算委

高知女子大学改革
について問う



西森 潮三
(自由民主党)

- 問** 高知女子大学は、平成21年4月の共学化と同時に、例えば高知県立大学といった大学の実態に即した名称に変更し、名実ともに新しい大学としてスタートすべきだ。
- 答 企画振興部長** 委員御指摘のとおり、21年4月の共学化の際に実態に即した名称に変更し、名実ともに新しい大学としてスタートすることが望ましいと考えている。
- 問** この際、高知女子大学の法人化に向けて、具体的な取り組みを進めるべきだ。
- 答 企画振興部長** 県立大学の法人化は、大学の自主性と自律性の向上や県民への説明責任の重視、さらには戦略的で機動的な大学運営の実現など、大学改革を進めるための有力な選択肢の一つだ。今後、大学が法人化の実現に向けて制度設計など具体的な取り組みに入る段階になれば、県としてもできる限りの支援をしていきたい。
- 問** 「花・人・土佐であい博」開催に向け、公共交通機関のマナーをどのようにアップしようとしているのか。
- 答 観光担当理事** 観光客が高知へ訪れたときに最初に接するのがバス、タクシー等の運輸事業者で、県観光の第一印象を印象づけるので、平成19年度から観光コンベンション協会で、運輸事業者を対象にした接遇研修をすることとしている。なお、政令指定都市では、タクシー運転手に対して接客等の講習が義務づけられるとの報道もあるので、本県も研究していきたい。

安芸病院の
新築計画は



樋口 秀洋
(自由民主党)

- 問** 17年2月議会で、安芸病院の新築計画(21年度着手)の答弁をいただいたが、その具体的内容を聞く。また、救急医療と高度医療検診は確保するのか。
- 答 病院局長** 本年度の委託調査と、来年度の保健医療計画との整合を図りながら、構想をまとめる。病床数や総工費など詳細は、今後検討する。救急医療は維持確保する考えだが、最新鋭の検診センターは費用対効果から検討したい。現時点では、建て替えは現在地しかない。地震対応は重要で、災害時でも病院機能を確保させる。
- 問** 会社勤めの夫婦には、当然ながら子育てで有利な法的保護がある。園芸立県というなら、ほとんどが共働きである農家の子育てを支援すべきだ。
- 答 農林水産部長** 地域に応じた雇用サポートの仕組みづくりを、市町村、農協など関係機関とともに支援したい。
- 答 教育長** 市町村が主体というものの、就学前の教育は重要課題なので、保育サービスの充実に向けた働きかけを行いたい。
- 問** レンタルハウスは、農家負担が80%。県の補助率を上げて、農家負担を60%に減らし、ハウスの建築を容易にすべきだ。
- 答 農林水産部長** 19年度から県と市町村の補助率はそれぞれ20%ずつにアップする。また、市町村の負担を10%にする弾力化も考えている。試算では、農家の負担は、APハウスで10アール当たり120万円安くなる。

部局別
マニフェスト作成
について聞く



高野 光二郎
(新21県政会)

- 問** 県の各部局でマニフェストを作り、事業の目標、手法、財源、期限を明確に数値化し、県民のための行政サービスを、県民の理解と協力により、強力に推進していくべきだ。
- 答 知事** 事業の成果目標等の明確化、数値目標化は大変重要なので、19年度の予算編成では、PDCAサイクルを試行している。来年度、県の経営方針を見直すときに、部局単位で目標を明確にしていきたい。
- 問** 招致した世界陸上大阪大会のポーランドとスロバキアの事前合宿受け入れを成功し、北京オリンピックの事前合宿も戦略的に強力な招致をすべきだ。
- 答 教育長** 今回の事前合宿が成功し、高知の評判が広がると、北京オリンピックの前に、陸上競技のみならず他の競技でも合宿を行ってもらえるのではないと思うので、まずは両国の選手が気持ちよく練習できるように全力で支援し、その成果や課題を踏まえて北京対策の戦略を練りたい。
- 問** 選挙の開票作業の迅速化への本県の取り組み状況と今後の決意を聞く。
- 答 選挙管理委員長** 市町村の選挙管理委員会には、全国の取り組みの紹介や必要な知識の普及等を行い、迅速でミスのない開票作業に努めている。また、開く投票用紙は既に実施しており、市町村の選挙管理委員会でも自動読み取り機の導入など、迅速化へ向けた取り組みをしている。今後も、市町村選挙管理委員会とともに開票作業の迅速化と正確さの確保に努める。

2月定例会審議の結果

●可決された議案（120議案）※同意含む

知事提出議案（106議案）

予算議案（37議案）

「平成19年度高知県一般会計予算」
「平成19年度高知県給与等集中管理特別会計予算」
「平成19年度高知県旅費集中管理特別会計予算」
「平成19年度高知県用品等調達特別会計予算」
「平成19年度高知県県債管理特別会計予算」
「平成19年度高知県土地取得事業特別会計予算」
「平成19年度高知県災害救助基金特別会計予算」
「平成19年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算」
「平成19年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算」
「平成19年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算」
「平成19年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算」
「平成19年度高知県県営林事業特別会計予算」
「平成19年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算」
「平成19年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算」
「平成19年度高知県流域下水道事業特別会計予算」
「平成19年度高知県港湾整備事業特別会計予算」
「平成19年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算」
「平成19年度高知県電気事業会計予算」
「平成19年度高知県工業用水道事業会計予算」
「平成19年度高知県病院事業会計予算」
「平成18年度高知県一般会計補正予算」
「平成18年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算」
「平成18年度高知県用品等調達特別会計補正予算」
「平成18年度高知県土地取得事業特別会計補正予算」
「平成18年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算」
「平成18年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算」
「平成18年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」
「平成18年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算」
「平成18年度高知県県営林事業特別会計補正予算」
「平成18年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算」
「平成18年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算」
「平成18年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算」
「平成18年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算」
「平成18年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算」
「平成18年度高知県電気事業会計補正予算」
「平成18年度高知県工業用水道事業会計補正予算」
「平成18年度高知県病院事業会計補正予算」

条例議案（53議案）

「高知県副知事定数条例議案」
「高知県県有建築物南海地震対策基金条例議案」
「高知県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例議案」
「高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例議案」
「高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例議案」
「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例議案」
「高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例議案」
「高知県留置施設視察委員会条例議案」
「政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案」
「職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例議案」
「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例議案」
「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」
「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案」
「高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案」
「高知県国民保護対策本部及び高知県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例議案」
「高知市及び吾川郡春野町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例議案」
「高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案」
「高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例議案」
「保健所使用料等徴収条例の一部を改正する条例議案」
「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立総合看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」
「保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案」
「感染症診査協議会条例の一部を改正する条例議案」
「高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案」
「高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」
「高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案」
「高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」（一部訂正）
「高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案」
「高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案」
「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」
「高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案」
「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案」
「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」
「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県学校職員定数条例の一部を改正する条例議案」
「高知県立中学校、高等学校、ろう学校、盲学校及び養護学校設置条例の一部を改正する条例議案」
「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案」
「警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」

「高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」
「高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案」
「高知県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例議案」
「輸入促進地域における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例議案」
「高知県立大津寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例議案」
「高知県普通河川等取締条例を廃止する条例議案」
「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」

その他議案（13議案）

「市町の廃置分合に関する議案」
「全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更に関する議案」
「公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案」
「高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案」
「高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案」
「権利の放棄に関する議案」
「県有財産（建物）の譲渡に関する議案」
「県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案」
「県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市町村の負担の変更に関する議案」
「包括外部監査契約の締結に関する議案」
「国道441号道路改築（橋取付橋上部工）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」
「住民訴訟に係る弁護士報酬の負担に関する議案」
「一級河川の指定に関する議案」

人事議案（3議案）

「高知県監査委員の選任についての同意議案」
「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」
「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」

議員提出議案（14議案）

条例議案（3議案）

「高知県がん対策推進条例議案」
「政治倫理の確立のための高知県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案」

規則議案（1議案）

「高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案」

決議議案（3議案）

「高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査に関する決議議案」
「高知県漁業信用基金協会への出資金の返還等を求める決議議案」
「平成19年度高知県一般会計予算中「本庁舎等耐震改修事業費」に対する附帯決議議案」

意見書議案（7議案）

「高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査に関する意見書議案」
「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書議案」
「ソル飛来地域に対する環境整備施策の強化を求める意見書議案」
「トンネルじん肺根絶を求める意見書議案」
「地球温暖化防止森林吸収源対策に関する意見書議案」
「専修学校を学校教育法第1条に位置づけ、あわせて関係法令上の格差是正を求める意見書議案」
「航空機の安全性確保に関する意見書議案」

●否決された議案（1議案）

議員提出議案（1議案）

意見書議案（1議案）

「最低賃金水準の大幅な引き上げを求める意見書議案」

●採択された請願（2件）

「旭西北部に交番を誘致することについて」
「高知県における助産師の養成の充実について」

●取り下げ承認された請願（1件）

「高知県における助産師養成の充実について」

●不採択とされた請願（1件）

「県の障害者福祉施策の充実及び身体障害者リハビリテーションセンターの県直営堅持と機能充実を求める請願について」

5月臨時会審議の結果

●可決された議案（7議案）※同意、承認含む

知事提出議案（5議案）

条例議案（2議案）

「高知県税条例の一部を改正する条例議案」
「高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案」

人事議案（1議案）

「高知県監査委員の選任についての同意議案」

報告議案（2議案）

「平成18年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」
「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」

議員提出議案（2議案）

条例議案（2議案）

「高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案」
「高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例議案」

常任委員会の動き（2月～5月）

総務委員会

3月9・12～15日（2月定例会中）

付託された43件の議案を審査し、いずれも原案どおり可決、「平成19年度高知県一般会計予算」議案に対する附帯決議を決定。請願1件を審査。

5月9日（5月臨時会中） 組織委員会を開き、正副委員長を選出。

5月15～17日 本庁各部局、各課室の業務概要を聴取。

文化厚生委員会

3月9日・12日・13日・15日（2月定例会中）

付託された28件の議案を審査し、いずれも原案どおり可決。請願1件を審査。意見書案2件を審査。

5月9日（5月臨時会中） 組織委員会を開き、正副委員長を選出。

5月15～17日 本庁各部局、各課室の業務概要を聴取。

（※なお、5月21日から、各常任委員会はそれぞれの所管する県の出先機関等について、順次、業務概要の調査を行っています。）

産業経済委員会

3月9・12～15日（2月定例会中）

付託された18件の議案を審査し、いずれも原案どおり可決。意見書案3件、決議案1件を審査。

5月9日（5月臨時会中） 組織委員会を開き、正副委員長を選出。

5月15～17日 本庁各部、各課室の業務概要を聴取。

企画建設委員会

3月9日・12日～15日（2月定例会中）

付託された30件の議案を審査し、いずれも原案どおり可決。請願1件の取り下げを承認、1件を審査。意見書案2件を審査。

5月9日（5月臨時会中） 組織委員会を開き、正副委員長を選出。

5月15日～17日 本庁各部、各課室の業務概要を聴取。

2月定例会 常任委員会 委員長報告 要旨

総務委員会

付託を受けた議案は、全会一致または賛成多数をもって可決した。
なお、「平成19年度高知県一般会計予算」に対し、委員から附帯決議案が提出され、賛成多数をもって附帯決議することに決した。
継続審査となっていた請願「旭西北部に交番を誘致することについて」は、全会一致をもって採択すべきものと決した。

■本庁舎等耐震改修事業費について

委員から、本庁舎等の耐震化工事が約40億円で実施されようとしているが、耐震化による対応で十分なのか。他県においては、本庁舎等と同規模で防災拠点としての機能を持つ新築の施設が、90億円で建設されているので、再度調査、研究をしてはどうかとの質疑があった。執行部からは、県の財政状況を勘案すると、現状では免震・耐震化がよりよい選択であり、十分対応できると考えているが、なお、他県の情報も入手し、調査、研究をしてみたいとの答弁があった。
別の委員からは、県の財政状況から判断すると、本庁舎を新築することには無理がある。さまざまな角度から検討した結果、現在の庁舎に耐震化工事を施すことが、よりよい選択であるとの意見があった。
こうした議論を経て、委員から、本庁舎等の耐震対策については、今後、執行部と議会が連携を図り、再検討を行う必要があることから、再検討の結論が得られるまでの間、予算の執行を保留すべき旨の附帯決議案が提出され、賛成多数をもって可決された。

■教育政策推進事業費について

委員から、土佐の教育改革10年の検証と総括により、重点的に取り組むべき課題が明確になったが、今後、この事業において、課題解決に向けてどのように取り組んでいくのかとの質疑があった。執行部からは、「土佐の教育改革10年を未来につなげる会」からの提言の中で課題とされた2つの事項について、教育委員会が定めた「取組の方針」をたたき台に、今後の具体的な取り組みについては、教育課題研究チームが検討を行うことを考えているとの答弁があった。
委員からは、検討することはいいいが、検討期間が明確でないなど、教育委員会として土佐の教育改革10年の検証と総括を将来に生かすという積極的な姿勢が伝わってこない。今後、教育課題研究チームの積極的な活動を含め、課題解決に資するための取り組みを求めるとの指摘があった。

■県警捜査費に係る高知県会計規則の改正について

委員から、捜査費に係る領収書等の証拠書類の提出について、現在警察本部と協議中と聞いているが、内容はどのようなものかとの質問があった。執行部からは、警察本部からいくつかの申し出を受けており、現在検討中であるが、そのうち、捜査協力者名、接触場所及び張り込み場所については、明示できないとの意見をもらっており、会計審査部門としては、捜査上の支障、秘密保持の観点を考慮し、マスキングを行っても支払い事実の確認ができるのであれば、その申し出を当面認める方向で検討しているとの答弁があった。
委員からは、捜査協力者名をマスキングしたままでの審査なら、改正する意味がないがどのように考えるかとの質問があった。執行部からは、今回の改正により、証拠書類の提出による審査が可能となり、使途などの支払い事実の確認ができることが重要であると考えているとの答弁があった。
委員からは、そういう姿勢では適正な会計審査ができない。会計審査部門が責任をもって公金のチェックを行うべきであり、今後は、その職責を果たすための努力をしてほしいとの要望があった。
別の委員からは、今回の改正により、捜査費が適正に執行されているかどうかの確認については、十分可能であると理解しているとの意見があった。

産業経済委員会

付託を受けた議案は、全会一致または賛成多数をもって可決した。

■雇用問題について

委員から、雇用労働政策費について、来年度最も重点を置いて取り組まなければいけない課題は雇用問題であるが、何に重点的に取り組むのかとの質疑があり、執行部からは、雇用のミスマッチの解消に取り組む必要がある。特に若年者の雇用対策が重要でありジョブカフェに全力投球していく。また、雇用対策チームに5名の専任職員を配置し、地域の資源を活用して産業を興していく地域を総がかりで応援していくこととしており、課題に応じ、関係部局も一体となって支援していくチームをその都度構成していくこととしているとの答弁があった。

■花・人・土佐であい博について

委員から、花・人・土佐であい博推進事業費について、何をどうしようというのかイメージがつかめない。だから市町村の動きも活発にならないのではないかとの質疑があり、執行部からは、各地域の取り組みを線でつないでいくことで、単発ではPRが困難なものであっても、それをつなぎ合わせることで地域を売り出していくことができると考えており、全く参加しない市町村があるとは聞いていないとの答弁があった。これに対し、別の委員から、この事業に取り組む執行部の熱意が伝わってこない。核となる牧野植物園の事業でさえ何をするのかよくわからない。また、必要な種の確保もまだできていないようでは、成功するか疑問を持たざるを得ないとの指摘があった。執行部からは、関係団体や業者とは協議を進めており、基本計画の事業スケジュールに基づき本年5月ごろには学校や関係団体等に栽培を依頼し、平成20年2月から植栽を行うこととしているとの答弁があった。

■高知県漁業信用基金協会への2億円の貸付金について

委員から、高知県漁業信用基金協会貸付金の2億円についてどういう意図を持ったものかとの質疑があり、執行部からは、貸付金を運用することによって得られる果実を信用事業統合に伴う事業不足資金の保証に関する将来のリスクに備えて積み立てていくものであるとの答弁があった。このことに関連して、委員から、昨年11月の監査で基金協会の専務理事は、この他にも農林漁業信用基金からの8億円の貸付金があり、この貸付金を利用して代位弁済に対応していると答弁しているがどういう意味かとの質疑があり、執行部からは、この8億円の貸付金をもとに毎年発生する代位弁済を処理しているとの答弁があった。これに対し、委員から、代位弁済した額の7割に対しては保険金が支払われるため、基金協会の実質の負担は3割であるが、この原資はどうしているのかとの質疑があり、執行部からは、保証料や預金の運用益などを充てているものである。しかし、基金協会の経営状況は、さまざまな支援にもかかわらず資本総額の減少が続いており、当期利益段階でも赤字という厳しい状態であることを理解してほしい旨の答弁があった。これらの質疑を踏まえ、委員から、この2つの貸付金により、将来のリスク、現在のリスクに対処するスキームができており、代位弁済によって生じる基金協会の負担分についても保証料や運用益で対応しているということであれば、基金協会の財務基盤対策は一定なされている。このことから昨年来、ずっと議論してきた900万円の出資金は必要なかったのではないかと意見があった。

文化厚生委員会

付託を受けた議案は、全会一致または賛成多数をもって可決した。
また、「県の障害者福祉施策の充実及び身体障害者リハビリテーションセンターの県直営堅持と機能充実を求める請願について」は、賛成少数で不採択とした。

■医師確保対策について

委員から、医師確保の要請にこたえられる一定の見通しを持っているのかとの質疑があった。執行部から、短期的な対策としては、ドクターバンクと後期研修医への奨学金がある。不足している診療科目の研修医が高知大学に残ることでその上の年次の医師を地方の医師不足の医療現場へ回す余裕が出てくる。また、県外の医師から問い合わせがあった場合には現場との連携体制をとっていききたいとの答弁があった。

■高知県地域ケアモデルプランについて

委員から、在宅医療と在宅介護サービスの複合施設や、診療所と地域密着型サービス事業との複合施設など、早い時期にモデル的にでも対応する計画があるかとの質疑があった。
執行部から、今は問題点を整理している段階だが、国に制度改正を要望すると同時に、モデルになるようなものは県独自の転換支援策としても考えていかねばならないとの答弁があった。
別の委員から、療養病床の転換はこの分野で働く人にとっても大変重要な問題であり、国の施策どおりでいけば、多くの人が職場を失う懸念があるがどうかとの質疑があった。
執行部から、雇用も大きな課題だ。県全体で見れば、大きな雇用の減少にはならないと思うが、看護師、介護福祉士などの職種間の調整は必要になってくるだろうとの答弁があった。

■県民文化ホールの施設整備について

委員から、県は現施設を改修する意向だが、駅前県有地についても、もう一度県民アンケートなどをとってみた方がいいと思うがどうかとの質疑があった。
執行部から、駅前で構想を立てるとしても、合意形成の時期や予算額、財源などさまざまなハードルがある中で、現時点では改修という選択肢が最有力ではないかと考えている。来年度は、改修を前提に県民の声も聞いていきたいとの答弁があった。



県民文化ホール

■県の障害者福祉施策の充実及び身体障害者リハビリテーションセンターの県直営堅持と機能充実を求める請願について

委員から、医師や看護師の常駐や看護師の夜勤体系というような工夫が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、センターは回復期リハビリを終了した方の訓練を行うという整理をしているので、直接的に医療機能が必要だということにはならないが、看護師等は配置していくことを考えているとの答弁があった。これに対し委員から、利用者の中には、本当にセンターを民間に任せていいのかという大きな心配があるとの意見があった。
執行部から、基本的に、この施設の目的は、いろいろな訓練で技術を身につけ、地域生活に移行させることだ。そうできない方もいるので、その方に十分な支援をするのは当然のことで、移管先を募集する際にも、そういう機能を持つことを前提に応募してもらっているので心配はないとの答弁があった。

企画建設委員会

付託を受けた議案は、全会一致または賛成多数をもって可決した。
また、継続審査となっていた請願の取り下げを承認するとともに、新たに提出された請願「高知県における助産師の養成の充実について」は、全会一致をもって採択した。

■鳥獣対策費について

委員から、シカがふえ過ぎて困っている。早急な対策を行うべきであるとの質疑があり、執行部から、捕獲頭数や狩猟期間などの規制緩和を図って捕獲を強化するほか、国有林と広域の市町村が連携した効率的な取り組みなどで対応したいとの答弁があった。

■共聴施設デジタル化支援事業費補助金について

委員から、デジタル化は国の施策の変更によって生じた問題である。本当に2011年にアナログ放送を打ち切れるのかという質疑があり、執行部から、デジタル化については国が負担すべきと要望してきたが、19年度からの一部補助という結果になった。受信できない世帯がかなり残っている状況が起これば、その時点で声を上げる必要があるが、現時点では、デジタル放送が受信できるように働きかけていきたいとの答弁があった。

■都市公園管理費について

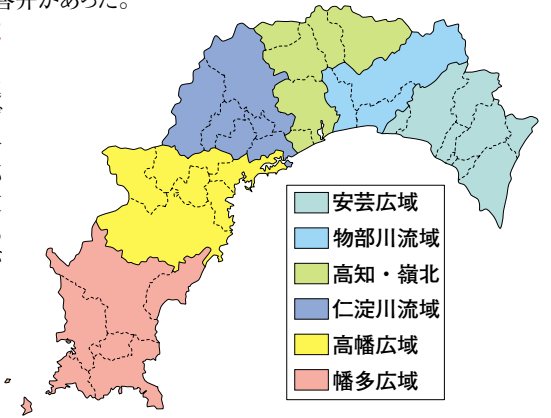
執行部から、19年度の春野総合運動公園の芝とグラウンドの管理については、総合的に判断して、指定管理者からの提案を認める方向である。また、「評価検討会」を組織し、利用者の意見を反映できる体制を整備していきたいとの説明があった。
委員から、現在、高知市環境事業公社のスタッフ10名でやっているが、今までどおりの管理ができるのか。また、県として最終責任をとるという決意で臨むのかとの質疑があり、執行部から、今後、確実にチェックしていきたいとの答弁があった。

■県立大学改革について

委員から、短大の廃止はどういう方向なのか。社会科学系学部は女子大に設置することになるのかとの質疑があり、執行部から、短大側の構想も発展的に4年制大学にということだが、教授会では、まだ廃止の合意にならないとの議論もあるようだ。社会科学系学部については、学長は短大の構想を尊重する考えであり、短大と話を進めているが、基本的な方向については女子大にも入ってもらい、一緒に決めていきたいとの答弁があった。

■高知市市町村合併推進構想(案)について

委員から、合併してまちづくりを進めている自治体に新たな合併を投げかけることや、地域によって二段階合併となることへの質疑があり、執行部から、段階的な合併も一つの選択肢であるが、県一の広域連合の活用も含めて対応していきたいとの答弁があった。



望ましい組み合わせとされる6つの広域

開会日には、産業経済委員会及び南海地震対策調査特別委員会から、それぞれの調査結果についての報告がありました。

県漁業信用基金協会への出資金問題に関する産業経済委員会報告要旨

■調査の概要

産業経済委員会では、高知県漁業信用基金協会（以下、基金協会）への出資金問題及びそれに関連する事項について調査するため、地方自治法第100条第1項の権限を当委員会に委任することが平成18年12月定例会で議決されたことを受け、平成18年12月26日から委員会を5回開催し、執行部をはじめとする関係機関に記録の提出を求めるとともに12名の関係者に対する証人尋問を行うなど、この問題について調査した。

■記録請求により提出された資料及び証言から判断できる事実

- ①平成11年5月に実施された融資の原因について、当時の海洋局では、よこはま水産が資金ショートした原因は元次長の逮捕であるとの見方で一致しており、このことにより融資が必要となったと判断するのが妥当である。
- ②基金協会への支援スキームの必要性については、元次長の逮捕により緊急に融資が必要になるという状況の中、償還に疑問が残る融資の保証を得るため、県が基金協会への支援スキームが必要であると考えたことは当然の帰結であったと言える。
- ③組織決定については、財政当局も含めた了解があったことは確認できないが、海洋局が融資及び保証の要請を組織決定との認識で行ったことは疑いのない事実である。
- ④融資への保証と基金協会への出資の関係について、海洋局は予算要求に当たって保証の見返りとして出資金を予算要求しており、海洋局では出資の約束が合意事項であったと認識していたと考えるのが常識的な見方であると判断される。
- ⑤一被保証人に対する保証限度額については、保証限度額を算定するルールが平成12年度から変更されており、証人は一様にこの変更を知らなかったと証言しているが、水産庁長官からの通知に課長以下の押印があることなどから、算出ルールの変更は当然承知していたと考えるべきである。
- ⑥予算査定については、出資の是非や市町村等の出資計画などが議論されず、いかに異常な査定であったかがうかがわれ、基金協会の財務体質の強化のための出資金であると根拠づけて予算化するために表面上の体裁を整えたものに過ぎないと言うべきである。

■結論

財政当局との認識のずれはあるが、海洋局は、副知事のゴーサインのもと、基金協会へ保証の要請に行った者、行かせた者の双方が組織決定として行動し、また、もう一方の当事者である基金協会の元理事長も組織を代表するものと受け止めていたと証言しているとおり、この保証の要請は組織決定との認識で行われたことは疑いのない事実であり、平成12年度以降の基金協会への出資は、保証の見返りであると判断せざるを得ず、保証限度額の拡大への対応や財務体質の強化は「後づけの理由」と言わざるを得ない。また、保証限度額の算出ルールが変更されたことにより、表面上の理由においても出資の根拠はなくなっている。

このため、平成12年度から平成17年度までに支出された出資金5,400万円は根拠のない不当な出資であり、また、平成18年度の出資金の支出はこれを執行すべきものではないと判断する。

この問題については、既に訴訟も提起されるなど県民は重大な関心を持っており、県民が納得できる責任ある対応と説明に努め、県民の信頼の回復に取り組むことが現在の県に課せられた責務であり、すみやかに対処することを求めるものである。



産業経済委員会の様子

南海地震対策調査特別委員会報告要旨

■調査の概要

平成17年4月7日以降、11回にわたって委員会を開催し、県施策の概要について、適宜、説明を求め質疑を行うとともに、当面の取り組みに関する要請などを行った。

また、スリランカの津波被災地を調査した高知工科大学の草柳教授、中央防災会議専門調査会の委員等にも就任されている京都大学防災研究所長の河田教授、建築の専門家である社団法人高知県建設業協会建築部会の方々を参考人として招致し、意見の聴取と質疑を行った。

さらに、県内の津波防災施設や避難路などの整備状況について調査するとともに、宮城県、和歌山県及び三重県並びに新潟県中越地震の被災地の調査を行った。

■まとめ（主旨）

これらの調査結果を踏まえ、取り組むべき主たる事項として、次のとおり取りまとめを行った。

- (1) **個人情報の保護と共助**
独居高齢者など、災害時要援護者に対する共助の取り組みを進めるため、個人情報の取り扱い方法を整理するとともに、関係者の理解を深めるよう努めること。
- (2) **ソフト対策の充実**
県民に対する普及啓発活動や、自主防災組織の担い手育成への支援など、ソフト対策の一層の充実を図るとともに、防災学習センターの早期の整備に努めること。
- (3) **多様な防災訓練の実施**
地域全体の防災力を高めるため、沿岸一斉に行う津波避難訓練や、四国4県が連携した広域訓練など、多様な防災訓練の実施に努めること。
- (4) **木造住宅の耐震改修等の促進**
取り組みが十分に進んでいない、木造住宅などの耐震化を効果的に促進するため、簡易・部分的な改修も対象にするなど、支援制度の充実を図ること。
- (5) **沿岸全域での津波避難対策の実施**
甚大な津波被害を軽減するため、県内の沿岸全域において、ハードとソフトの両面から、津波避難対策が着実に実施されるよう、支援制度の充実を図ること。
- (6) **中山間地域対策の充実**
中山間地域において、多数の集落が孤立することが予想されるため、孤立化対策やライフラインの復旧方策など、対策の充実を図ること。
- (7) **県職員の配置体制の確立**
災害時における、県としての対応が迅速に遂行できるよう、県職員の配置体制を確立すること。
- (8) **医療救護体制の確立**
災害医療救護計画を実効性のあるものとするため、訓練等を通じて、課題の洗い出しと解消を図りながら、具体的な医療救護体制の確立を図ること。
- (9) **物資の備蓄や補給体制の確立**
避難生活を着実に支援できるよう、地域ごとに必要となる物資の備蓄や調達に関する計画を作成するとともに、補給体制の確保を図ること。
- (10) **広域防災拠点施設の整備**
応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、既存施設の活用なども含め、広域防災拠点施設の早期の整備に努めること。
- (11) **南海地震条例への取り組み**
南海地震条例について、県民への啓発、宣言にとどまらず、公助に関する県の責務も含め、実効性を伴う内容となるよう、検討を進めること。
- (12) **総合的・計画的な取り組みの推進**
今後推進すべき具体的な施策を体系化した、行動計画を策定するなど、より総合的・計画的な取り組みに努めること。
- (13) **国による財政支援の充実強化の要請**
急務となっている事業が着実に実施できるよう、本県の実情を踏まえた制度とするための提案なども行いながら、国による財政支援措置の充実強化について、強力に要請すること。



中土佐町久礼を視察する委員

議員提案により、高知県がん対策推進条例ができました！

高知県がん対策推進条例の構成

がんの現状

国民の3人に1人はがんで死亡（平成16年：全国で約32万人、高知県で約2,300人が死亡）

高知県がん対策推進協議会の意見を聴いたうえで、知事が高知県がん対策推進計画を策定
※高知県がん対策推進協議会：がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験を有する者のうちから、知事が任命する15人以内で組織

がんの予防・早期発見の推進	がん医療の水準の向上	がん患者等への支援	県民への情報提供 国等との連携
①がん予防の推進 ②がん検診の質の向上 ③がん検診の受診率の向上	①専門的な医療従事者の育成・確保 ②専門的な医療機関の整備 ③医療機関相互の連携協力体制の整備 ④がん登録等の支援 ⑤緩和ケアの推進	相談窓口の整備など、がん患者等への相談支援等	①県民へのがん医療に関する情報の提供 ②がんに関する正しい理解・関心を深めるための啓発活動等 ③国や他の地方公共団体、医療関係団体等との連携

がん対策を総合的に推進

平成16年のがん死亡者数は、全国で約32万人、本県で約2,300人で、国民の3人に1人ががんで亡くなっており、死因のトップを占めています。

そこで、県内のがん患者会からのご意見を踏まえ、がん対策基本法に沿って、がん対策の推進を目的とする条例制定の取り組みを進めた結果、議員から2月定例会に議案が提出され、可決成立し、平成19年3月23日に公布されました。

（条例の主な内容）

I 目的

がん対策を総合的に推進することを目的として、①がんの予防及び早期発見の推進、②がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができることの実現、③がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようにがん医療の提供体制の整備を図る。

II がん対策推進計画の策定

がん対策基本法で、県は、がん対策基本計画を策定しなければならないと規定されているが、この策定に当たり、がん患者やその家族・遺族が委員として参加する県がん対策推進協議会の意見を聴くこととして、計画にがん患者等の意見を反映させる。

III 県が行う具体的な施策

- 1 がんの予防・早期発見の推進
 - 2 がん医療の水準の向上
 - 3 がん患者等への支援
 - 4 県民への情報提供、国等との連携
- ※左のフロー図を参照ください。

IV 施行期日 平成19年4月1日

V お問い合わせ先

内容についてのお問い合わせは、高知県健康福祉部健康づくり課（TEL088-823- 9674）まで。